

## 揖斐川町人事行政の運営等の状況(令和5年度)

### 1 職員の任免および職員数に関する状況

・職員数 (単位:人)

区 分	令和6年 4月1日 職員数	令和5年度中		令和5年 4月1日 職員数
		採用者数	退職者数	
一般行政職	161	4	12	169
医療職	5	0	0	5
保健師	13	1	1	13
社会福祉士	1	0	0	1
保育士	38	4	1	35
技能労務職	6	0	0	6
合 計	224	9	14	229

注:職員数は一般職に属する職員数である。

### 2 職員の給与の状況

(1) 1人あたりの支給額(令和5年4月1日現在)(単位:円)

区 分	平均給料月額
一般行政職	310,049
技能労務職	219,533

(2) 初任給基準 (単位:円)

区 分	大卒			
	短大卒	短大卒	高卒	中卒
一般行政職	196,200	179,100	166,600	-
技能労務職	-	-	164,000	155,300
区 分	博士課程卒		大学6卒	
	345,000		-	
医師	-		264,700	
歯科医師	-		-	
区 分	短大3卒	短大2卒	准看護師養成所卒	
	218,800	211,000	-	
看護師	-		183,500	
准看護師	-		-	

(3) 手当制度の状況

区 分	支 給 額 等
手当の種類	管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当等

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	勤 務 時 間 等
勤務を要する曜日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間(祝日法による休日および12月29日から1月3日を除く)
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分までの休憩時間を除く、実質7時間45分勤務

注:職種や職場によって異なります。

(2) 休暇制度

※使用実績は、令和5年1月1日~令和5年12月31日の期間

休暇の種類	休暇日数等	使用実績
年次有給休暇	1年につき20日付与(繰越、採用時期等により変動あり)	平均取得日数 10.7日
特別休暇	産前産後、結婚休暇等有り	

(3) 育児休業 (単位:人)

区 分	男性職員	女性職員	計
令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員	1	3	4
令和4年度中から引き続き育児休業を取得している職員	0	7	7

### 4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 処分者数 (単位:人)

処分の内容	処分者数	処分事由
分限処分	3	【休職】心身の故障
懲戒処分	8	【減給1/10】職員が懲戒免職処分となったことによる管理監督職に対する処分4人 【戒告】職員が懲戒免職処分となったことによる管理監督職に対する処分1人 【戒告】住民票の不適切な請求および交付に対応したことおよび請求および本人確認が無いまま、住民票を事務所外部に持ち出し、交付を行ったことに対する処分3人

### 5 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の労働者とは異なる服務上の強い制限が課せられている。

さらに揖斐川町職員服務規程を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えを定めている。

### 6 職員研修および勤務成績評定の状況

(1) 職員研修の実施状況 (単位:人)

研修区分	受講者数累計
研修センター研修	91
各種専門研修	46
派遣研修	5
計	142

(2) 勤務成績の評定状況

区 分	基準日	評定等内容
人事評価	10月1日 3月1日	実績評価、行動評価、面談の実施等

### 7. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数	内 容 等
総合健診	218	年代別総合健康診断

(2) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金岐阜県支部	1	地方公務員の公務上の災害

# 児童手当制度改正のお知らせ

令和6年10月分からの制度改正により、支給対象が拡充されます。

	拡充前(令和6年9月分まで)	拡充後(令和6年10月分以降)
所得制限	制限あり	制限なし
支給対象年齢	0～15歳	0～18歳(高校生年代まで ※1)
手当月額	所得制限以内 ・3歳未満 一律 : 15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 : 10,000円 第3子以降 : 15,000円 ・中学生 一律 : 10,000円 所得制限以上 一律 : 5,000円 所得上限以上 : 支給なし	・3歳未満 第1子、第2子 : 15,000円 第3子以降 : 30,000円 ・3歳～高校生年代 第1子、第2子 : 10,000円 第3子以降 : 30,000円
算定対象となる子 ※2	18歳到達年度末までの児童	22歳到達年度末までの子 ◎18歳～22歳までの子どもについては、その親に経済的負担がある場合に限り算定対象とする(確認書が別途必要)
支払回数	年3回(2月・6月・10月) 各前月までの4か月分を支給	年6回(偶数月) 各前月までの2か月分を支給

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

※2 手当月額における子の数は、算定対象となる子の数をカウントし、その数が3人以上の場合、第3子以降の加算の対象となります

## 以下の方は、拡充にあたりお手続きが必要となります。

### ①認定請求書の提出が必要な方

- ・中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童のみを養育している場合
- ・現在、所得限度額超過により、支給対象外である場合

### ②第3子以降の加算に係る申立書類(確認書)の提出が必要な方

- ・18歳到達年度末以降～22歳到達年度末までの子どもがいる方で、その親等(児童手当受給資格者)に経済的負担がある場合

※①認定請求書および②確認書両方の提出が必要な場合、または受給資格者の状況によりその他別の書類が必要になる場合があります。

ご不明な点などありましたら、お問い合わせください。 お問い合わせ：子育て支援課 TEL 22-2791

## 令和6年度 新たな住民税非課税等世帯給付金 および子育て世帯への加算給付について

### 令和6年度新たな住民税非課税等世帯給付金(1世帯あたり10万円)

基準日(令和6年6月3日)時点で揖斐川町に住民登録があり、世帯全員が、令和6年度新たに住民税が非課税または住民税均等割のみ課税(定額減税前)になった世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。

※これまでの令和5年度の非課税世帯に対する給付金(3万円、7万円)または均等割のみ課税世帯に対する給付金(10万円)を受給された世帯は、今回の給付金の対象ではありません。

※なお、この給付金は非課税で差押禁止です。

#### ◎その他、支給対象外の世帯

- ・世帯全員が住民税均等割が課税されている方の扶養を受けている世帯
- ・世帯員に租税条約による住民税の免除を届け出ている方を含む世帯
- ・既に他の自治体から世帯主として同趣旨の給付金を受給した方を含む世帯
- ・令和6年1月2日以降に入国した方で、国内のいずれの市区町村も住民税課税権を有しない方を含む世帯

### 子育て世帯への加算給付(児童1人あたり5万円)

上記、令和6年度新たな住民税非課税等世帯給付金の支給対象世帯のうち、18歳以下の児童(平成18年4月2日以降生まれ)を扶養している世帯に対して児童1人あたり5万円を追加支給します。

#### 申請方法 (共通)

対象と思われる世帯の世帯主宛てに、「支給要件確認書」を送付します。(8月下旬以降順次発送) 必要事項を記入のうえ、本人確認書類の写しと通帳等の写しを同封し、返信用封筒にてご返送ください。

#### 申請期限 (共通)

11月29日(金)まで

※令和6年1月2日以降に揖斐川町に転入した方を含む世帯や、住民税が未申告の方がいる世帯には「支給要件確認書」が送付されませんので、別途申請が必要です。

●お問い合わせ 健康福祉課 TEL 22-2790 受付時間：平日8:30~17:15

## 令和6年度 法律とこころの相談会

弁護士と臨床心理士などによる包括相談会を開催します。ひとりで悩んでいませんか？ 専門家に相談することで解決の糸口が見つかるかもしれません。また、心の負担を軽くすることができるかもしれません。お気軽にご利用ください。

相談は、予約制です。下記西濃保健所へ電話でお申し込みください。お申込みの際に時間をお知らせします。

予約受付は、平日9時から17時です。

日程	時間	会場・問い合わせ先
9月5日(木) 9月19日(木) 令和7年 3月3日(月)	各日13時から16時頃 (開催会場により多少の 前後があります。)	西濃保健所(西濃総合庁舎)2階2-1会議室 (大垣市江崎町422-3) TEL 0584-73-1111(内線295)

※相談は、無料・秘密厳守です。

# 成年後見制度って？ こんなお困りごとはありませんか？

## 財産管理について

高齢の親が認知症で、銀行のお金を引き出せない、通帳をなくした、様々な支払いができなくなったなど。

## 障がいの子どもの心配

障がいのある子どもの親亡き後、本人のお金の管理やサービスの利用契約などが心配。

## 自分の将来

身寄りがなく一人暮らし。いざというとき、自分の財産管理や身の回りのことが不安。

## 法定後見制度

認知症や障がいなどで判断能力が不十分となり、お金の管理や契約、手続きが難しくなった人に代わって法的な権限を持って支援する人を、家庭裁判所が選り支援する制度です。

## 任意後見制度

将来のために、あらかじめ任意後見人となる人に委任する事務を公正証書による契約で定めておき、判断能力が不十分になった後に委任された事務を本人に代わって行う制度です。

成年後見はわかりホームページ（厚生労働省）→ <https://guardianship.mhlw.go.jp/>

## お問い合わせ

揖斐川町成年後見支援センター（揖斐川町役場 健康福祉課内）  
電話：22-2790（健康福祉課直通、平日：8時30分～17時15分）  
\*相談をご希望の方は、まずご連絡ください。



## 「同和問題」を知っていますか？

国は、部落差別のない社会を実現することを目的とし、「部落差別の解消の推進に関する法律」を定めています。同和問題(部落差別)とは、同和地区と呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、日常生活の上で様々な差別を受けるといった問題であり、日本国憲法がすべての国民に保障している基本的人権が侵害されている人権問題です。歴史上の身分差別に由来する差別意識が今日まで続き、就職差別や身分差別など、様々な差別が発生しています。近年では、インターネット上での差別を助長する書き込みが大きな問題となっています。

「同和問題」について関心を持ち、部落差別のない社会の実現に向けて取り組みましょう。

【お問い合わせ】 住民生活課 TEL 22-2786(直通)

芽室町 だより

芽室の花火！

7月14日(日)芽室町の花火大会「華音」が開催されました。2019年から開催しているこの花火大会は、28年続いた芽室の花火大会がなくなってしまうとき、地元の花火大会を見て育った20、30代の有志が今の子どもたちにも楽しい夏の思い出を作ってあげたいとの思いから立ち上げました。

実行委員会は春から始動し、様々な企画を準備しました。夏らしいスイカ割りや水鉄砲で行う水かけ祭りのほか、スケートボード体験やプロバスケットボール選手による指導と盛りだくさん。

また、「子どもたちとつくる花火大会」をテーマに掲げ、「こども華音実行委員会」を立ち上げ町内小学生27名が活躍しました。花火の構成や曲を考え、当日には司会とダンス披露を行いました。



夏の気温が上がりつつある北海道ですが、負けじと熱い町民の思いがこもった花火5千発が打ちあがりまりました。

(芽室町魅力創造課 高橋)

社会を明るくする運動 街頭啓発

7月の「社会を明るくする運動」と「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に併せて、7月8日(月)養老鉄道揖斐駅前、パロー揖斐川店前で街頭啓発が行われました。

保護司会、更生保護女性会、県立揖斐高校MSJリーダーズ、揖斐川中学校MSJリーダーズのメンバーらが、啓発グッズやチラシを配布し、運動を呼びかけました。

私たち一人ひとりが、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築いていきましょう。

パロー揖斐川店前▶



◀養老鉄道揖斐駅前

Information Room 揖斐警察署からのお知らせ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

秋口から、日没時間が早くなります。歩行者や自転車を利用する方は、反射材用品を活用して、自分の存在をアピールしましょう。

車両の運転者は、日没30分前の早めのライト点灯と、先行車・対向車がない場合のハイビームの適切な使用に心掛けましょう。

○ライトの点灯時間に注意

「秋の日はつるべ落とし」といわれるぐらい急速に日が暮れていきます。暗くなり視界が悪化することで、危険の見落としや発見の遅れにつながり、事故のリスクが高くなります。

○ハイビームを基本とした運転の実践  
夜間は周囲が暗く、視界が悪化するため、昼間よりも危険の発見が遅れます。適切なライトの活用が事故防止につながります。

○道路右側から横断する歩行者に注意  
夜間、道路の右側から横断してきた歩行者と衝突する事故が後を絶ちません。

車のライトは正面からやや左側を照らすことから、右から道路を横断してくる歩行者の発見が遅れがちになりますので、危険予測をしっかりとすること徹底しましょう。

Information Room

**住民票の写しなど第三者へ交付したときは本人へ通知します。希望者は登録を**

揖斐川町では、住民票の写しなどの第三者交付に係る本人通知制度を実施しています。

この制度は住民票の写しや戸籍謄本などの不正な請求や取得によって、個人の権利が侵害されぬよう防止することを目的にしています。本人の代理人または第三者に交付したときに、事前に登録した本人にその事実を通知します。

**■通知対象**

本人の代理人または第三者からの請求により、登録者の住民票の写しなどを交付したとき。(ただし、弁護士・司法書士などの特定事務受託者の紛争処理、国や公共団体からの請求などの場合を除きます)

**■登録できる人**

揖斐川町の住民基本台帳、戸籍または戸籍の附票に記載されている人  
(過去に記載されていた人)

**■登録期間**

登録者名簿に記載した日から3年間

**■登録申し込み**

本人であることが確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証や旅券など)を持って、揖斐川町役場住民生活課または各振興事務所窓口で申請できます。

**☎住民生活課**

TEL 22-2786

Information Room

**クマの目撃情報の通報にご協力ください**

揖斐川町では、クマの目撃情報の通報を受けた際、注意喚起のため、デジタル防災行政無線による放送や注意喚起看板の設置、警察や猟友会などの関係機関への連絡、目撃現場のパトロールに加え、インターネットを通じて目撃情報が入手できる「クママップ」への情報登録を実施しています。

「クママップ」は、不特定多数の方々からインターネットで閲覧できることから、地域住民の方々に限らず、地域外の方々への注意喚起に有効な手段となります。

つきましては正確な情報発信を徹底するため、町民の皆さんにおかれましては、クマの目撃情報を入力されましたら漏れなく、通報先へ通報くださいますようお願いいたします。

**■通報先(開庁時間)**

- ・ 森林経営管理室 TEL 22-2810
  - ・ 谷汲振興事務所 TEL 55-2111
  - ・ 春日振興事務所 TEL 57-2111
  - ・ 久瀬振興事務所 TEL 54-2111
  - ・ 藤橋振興事務所 TEL 52-2111
  - ・ 坂内振興事務所 TEL 53-2111
- 通報先(閉庁時間)**  
宿日直 TEL 22-2111

**■岐阜県クママップについて**

クママップは、「岐阜県クママップ」で検索していただくか、二次元コード

からアクセスして閲覧できます。  
☎森林経営管理室  
TEL 22-2810



Information Room

**消防署からのお知らせ  
甲種防火管理新規講習開催**

消防本部では、甲種防火管理資格を取得する講習会を開催します。

**■日時**

- 10月16日(水) 9時~16時30分
- 10月17日(木) 9時~15時30分

※2日間の講習を修了された方には、修了証を交付します。

**■場所**

大野町中之元

揖斐郡消防組合消防本部3階研修室

**■受講料**

無料ただしテキスト代として

4,000円が必要

**■受講定員** 24人

**■申込期間**

9月18日(水)から9月30日(月)まで  
(定員になり次第、締め切らせていただきます)

**☎揖斐郡消防組合消防本部予防課**

TEL 32-2553

Information Room

**シルバー人材センターからの  
お知らせ**

**■お仕事の受付**

自分では無理だがプロに頼むまでもない仕事など、お困りのことがございましたらまずはお電話にてご相談ください。お見積りは無料です。

また、派遣事業も行っております。会社などで短期間・短時間だけ人手が必要な時にも、ご相談ください。

**(仕事例)**

- \*草刈り・草取り\*襖・障子・網戸張り
- \*資源ゴミ等の分別
- \*病院などの付き添い
- \*家事援助(洗濯、掃除、窓拭き、食事作り、買い物、片付けなど)
- \*軽作業\*社内清掃

その他の仕事もお問い合わせください。

**■会員募集**

現在、刈払機での草刈、庭木の剪定ができる会員が不足しています。興味のある方は、『事業および入会説明会』にお越しください。

**《今月の事業および入会説明会》**

**■日時**

9月3日(火)、17日(火)

10時開始(約一時間)※要予約

**■場所**

揖斐川町福祉総合支援センター2階会議室

**☎(公社)揖斐川町シルバー人材センター**

TEL 23-0907

## 7月の「ご長寿さん」



この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いが贈られました。皆さん、これからお元気で長生きをしてください。



はしもと きみ子 さん  
95歳(谷汲岐礼)



あだち たかこ さん  
95歳(胫永)



かたざり ゆりこ さん  
95歳(三輪)

Information Room

### 認知症サポーター養成講座を開催します

青年・成人講座として認知症サポーター養成講座を開催します。久瀬診療所医師を講師に迎え、知識と支援する際の心配りなどを学びます。

■日時 9月7日(土)  
9時30分～11時

■場所 地域交流センターはなもも 1階多目的室1

■参加料 無料

■申込期間

8月1日(木)～9月3日(火)

※土日祝日を除く

④社会教育課 TEL 23-0124

Information Room

### 令和6年度「里山探検隊」の隊員募集のお知らせ

「里山探検隊」は、揖斐川上流域の山間部で生活されている人々の暮らしや文化に直接触れると共に、その交流を通じて山と水との関わりや水源地保全および防災の大切さを理解していただく学習の場として活動するものです。

■活動予定

揖斐コース 10月16日(水)

根尾コース 11月13日(水)

12時30分～17時30分頃

■活動内容

両コースとも主に砂防ダムを見学していただきます。

※活動内容詳細は、後日越美山系砂防事務所ホームページでお知らせします。

※活動予定は、悪天候・災害などで変更や中止になることがありますので、ご了承ください。

■募集対象者

現場など見学に支障のない健康な方

■募集人員

各コース15名程度

※希望のコースを選択していただきます。(同時に両コースの申し込み可)  
※応募多数の場合は抽選となります。  
※抽選結果は9月25日(水)通知予定。  
※グループ申込みは3名までとします。

■費用 46円(保険料)

■集合場所(出発地および帰着地)

越美山系砂防事務所(車でお越しの際は敷地内駐車場をご利用ください)  
当日はマイクロバスで移動します。

■申込方法

次のメールアドレスに①～⑧を明記のうえ申込みください。

- ①住所、②氏名、③年齢、④性別、⑤連絡先電話番号(当日連絡がとれる連絡先)、⑥応募動機、⑦希望コース、⑧活動で学んだ内容を発信する場合の方法(SNS、ブログ、サークル活動など)

国土交通省越美山系砂防事務所

「里山探検隊員募集」係まで

E-mail:chr-etsumikouhou@mlt.go.jp

■申込期間

9月2日(月)～9月20日(金)

過年度の活動実績は、越美山系砂防事務所ホームページをご覧ください。

https://www.cbr.mlt.go.jp/etsumi/jigyou/fanken.php

④越美山系砂防事務所総務課

TEL 22-2161

Information Room

### ターゲット・バードゴルフ大会に参加しませんか！

揖斐川町軽スポーツ連盟では、次のとおりターゲット・バードゴルフ大会を開催します。ターゲット・バードゴルフは、手軽で安全なスポーツです。皆さまお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

■日時 9月29日(日)  
8時から受付

■場所 岡島橋下流芝生広場

■対象者 高校生以上

■参加費 500円(当日徴収)

■申込方法

9月20日(金)までに、揖斐川健康広場に備え付けの申込み用紙に必要事項を記入の上、提出してください。

④揖斐川町軽スポーツ連盟

TEL 22-3804(橋本)